



平成31年4月入園
幼稚園
認定こども園
保育園

入園申し込みを受け付けます

申込期間
 9月1日Ⓟ～10月31日Ⓟ



■申し込み ●●●●●●●●

第一希望の園で申込書類を受け取り、園へ直接申し込んでください（各園の連絡先は9ページ）。

詳しくは、各園にある申込書類または市ホームページで確認してください。

※保育園と認定こども園（下表の2号、3号認定の場合）は各園の定員を超えた場合、市が選考を行い、他の入園先をあっせんします。また、在園児の進級に伴い、定員に達するクラスは入園申し込みを受け付けられないことがあります。

■利用のための認定（支給認定） ●●●●●●●●

保育園などの利用にあたって「利用のための認定」（支給認定）を受ける必要があります。

支給認定には、子どもの年齢と、幼稚園などでの教育を希望するか、保育園などでの保育を必要とするかによって1号・2号・3号の区分があり、その区分に応じて利用できる施設があります。

■施設の種類の区分 ●●●●●●●●

施設の種類の区分	3歳以上		3歳未満
	教育を希望 1号認定	保育が必要 2号認定	保育が必要 3号認定
幼稚園	○	△	△
認定こども園	○	○	○
保育園	△	○	○

※支給認定の必要がない幼稚園もあります。

保育が必要な場合は…

保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する必要があります。

- 保育を必要とする事由**
- ①月48時間以上の就労（育児休業中で平成31年5月1日までに職場復帰する人も含む ※新元号が未定のため平成と表記）
 - ②妊娠中（原則として産前8週（多胎妊娠は産前14週）であるか、産後8週以内）
 - ③保護者の疾病・障害
 - ④同居または長期入院などを行っている親族を常時介護・看護
 - ⑤災害復旧の期間中
 - ⑥求職活動（起業準備を含む）
 - ⑦就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
 - ⑧虐待やDVから子どもを保護する必要があること

問合せ

- 幼稚園＝各園または教育総務課（☎025-545-9243、内線1021）
- 認定こども園＝各園または保育課（☎025-526-5111、内線1218、1848）
- 保育園＝各園または保育課、各総合事務所